

# 定款・規約・会計細則にみる理事の役割について

理事の役割につきましては、土地改良法第19条には「理事は、定款の定めるところにより、土地改良区を代表する。但し、総会の決議には従わなければならない。土地改良区の事務は、理事の過半数で決する。」と簡潔に記載されているだけです。また、理事長については、土地改良法には何ら記載がありません。

つまり、理事の役割を詳細に定めているのは、皆さんの土地改良区ごとに定められている定款、規約、諸規程ということになります。

そこで、定款・規約・会計細則の例から「理事の役割」について触れている箇所をお示ししますので、ぜひご自身の土地改良区のものと比較しながら、本来理事がすべきことについて、理解を深めていただきたいと思います。

また、監事のみなさんは、理事の役割を理解したうえで、その役割が適正に行われているかを監査していただくこととなります。

## 1 定款例

定款は土地改良区の基本的な事項を定めた内部規程で、役員も組合員もこれに従わなければなりません。このため、定款は総代会で定めたうえで、知事の認可を受けなければ変更することができません。そして通常この定款には、役員の定数、理事長、事務の決定、役員の失職、係や委員会などが規定されています。

### (1) 役員の定数

役員の定数は定款で定められています。このため定款を変更しない限り、定数を変更することはできません。また、欠員（理事の場合は3分の1以上）が生じた場合は補欠選挙（選任）を行う必要があります。

ちなみに、「役員」と記載がある場合は、理事と監事双方を指します。

第16条 この土地改良区の役員定数は、理事○人及び監事○人とする。

### (2) 理事長

理事長は、土地改良法には規定がなく、定款に初めて登場します。理事長は理事の互選で選出され、このため理事長選挙なるものは存在しません。理事長は土地改良区の代表者となりますが、あくまでも理事会で選ばれた立場から、理事会の決定に従う必要があります。なお、理事長を互選する際には、職務を代理する理事を併せて決める必要があります。

第 18 条 理事は、理事長 1 人を互選するものとする。

第 19 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

### **(3) 事務の決定**

土地改良区の手務は、理事の過半数により決定されますが、「理事の過半数」とは定数から欠員数を除いた「現員数の過半数」で、出席者の過半数ではありませんので、注意してください。

また、理事会にはかかることなく理事長が専決できる「軽易な事務」については、あらかじめ専決規程等を定める方法が一般的です。

第 20 条 この土地改良区の手務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

### **(4) 役員失職**

組合員の中から選ばれる員内役員については、組合員の資格を失った場合は、失職となります。ただし、任期内に農業者年金を受給するため経営移譲された場合に、員外理事として職務を継続する規定が定款に定められている場合もあります。

第 23 条 理事又は監事はその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

### **(5) 係及び委員会**

規約により係又は委員会が設定されている場合、理事の皆さんがいずれかの係又は委員会の担当理事になることとなります。担当理事は理事会で決定します。ちなみに会計係の担当理事が「会計担当理事」です。

第 31 条 この土地改良区の手務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の手業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前 2 項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

## 2 規約例

規約には特に理事会、係や委員会、予算や決算における役割について、定款よりも具体的に既定されています。規約の変更も総代会で決定しますが、定款と異なり知事の認可は必要ありません。ただし、定款に反する規約を制定することはできません。

### (1) 役員報酬

役員の報酬等は、理事会ではなく、総（代）会で定める必要があります。このように「総（代）会で定める」と規定されているものを理事会で決めることはできません。

第 11 条 役員に対する報酬、賞与その他の給与は、総（代）会で定める。

### (2) 理事会

1 年間に開催すべき理事会の回数は、定款で規定されています。理事会は理事長が招集しますが、招集通知は 5 日前までに行う必要があります。また、議長も理事長が務め、総代会のように議長選出を行う必要はありません。

第 18 条 理事会は、少なくとも隔月 1 回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の 3 分の 1 以上の請求があった場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行なう。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5 日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

### (3) 理事会の付議事項

規約や諸規程の中には「理事会で定める」という言葉がしばしば登場しますが、これが理事会で必ず審議すべき事項となります。これ以外に、総（代）会から決定をゆだねられる事項も数多くあります。なお、総（代）会に提出する議案の審議は理事会の重要な議題の一つです。また、土地改良区の管理運営上必要と認める事項は、総代会にゆだねられることなく、当然に理事会で審議すべきと考えられます。

第 19 条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 定款、規約、管理規程及び総代会の決議により、理事会に委ねられた事項
  - (2) 総代会の招集、土地改良法第 52 条第 5 項並びに同法第 53 条の 4 第 2 項及び同法第 99 条第 2 項において準用する同法第 52 条第 5 項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項
  - (3) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項
- 2 理事会は、軽易な事項については、理事長の選決に委ねることができる。

#### (4) 理事会の議決方法等

総（代）会とは異なり、理事会の議決には議長である理事長も参加します。ただし、同席している職員や監事はこれに加わることができません。逆に監事会に出席した理事は、監事会の議決には加わることはできません。なお、議事録に記載すべき事項はあらかじめ規約で定められていますので、署名される方は、必要事項が記載されているか、必ず確認してください。

第 20 条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。

- 2 理事は、代理人によって議決に加わることはできない。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

第 21 条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名
- (3) 議事の要領
- (4) 決議事項及び賛否の数
- (5) 議事録記名人選任に関する事項
- (6) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人 2 人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

#### (5) 補助機関

土地改良区にどのような係や委員会を置くかは、規約に規定することになります。ただし、実態に合わない係や委員会がいつまでも残っているケースが散見されますので、時には規約の見直しを行ってください。

第 26 条 この土地改良区に次の係及び委員会を置く。

庶務係、会計係…

2 前項の係及び委員会に関する規程は、総代会で定める。

## (6) 予算の執行

予算の執行については、「予算の提案」「収入・支出の命令」「決算及び財産目録の提案」「一時借入金の決定」「財務の公表」など理事長の役割が大きくなっています。これは、頻繁に発生する収支について、理事会で決定することは難しいからです。もちろん、理事長の決定が予算等にしばられるのは当然のことです。

(予算の調製及び議決)

第 35 条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総代会の議決を経なければならない。

(支出の方法)

第 39 条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

(決算及び財産目録等)

第 40 条 理事長は、毎会計年度決算及び財産目録を監事の監査に付し、その意見を付けて、次の通常予算を議する会議までに総代会の承認を受けなければならない。

(一時借入金)

第 44 条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総代会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

(財務状況の公表)

第 46 条 理事長は、毎年 1 回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

## (7) 会計に関する細則

ただし、会計の細部については、理事長といえども会計担当理事の協力なしには執行することができません。この会計の細部について定めたものが「会計細則」です。なお、会計細則を変更するには、理事会だけでなく、監事会及び総（代）会の承認がなければ行うことができません。

第 47 条 会計に関する細則は、理事会で定め、監事会及び総代会の承認を受けなければならない。

## (8) 会計に関する理事会決定事項

会計に関する理事長の権限が大きいとはいえ、理事会で決定しなければ実施できない項目もあります。「工事の請負の決定」「基本財産の運用」「基本財産の処分」などです。これらを理事長の専決で実施すると規約違反ということになります。また、農地転用等に伴う処理のように規模で決定機関が異なるものもあります。

(工事の施行方法等)

第 48 条 工事は、直営とする。ただし、理事会の議決により請負に付することができる。

(基本財産の運用)

第 57 条 基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第 43 条第 2 項に掲げる方法のうち、最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

(基本財産の処分)

第 60 条 基本財産は、総代会の議決を経てこれを処分することができる。ただし、備荒積立金にあつては、総代会を招集する暇がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第 67 条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 4 条第 2 項(同規則第 6 条第 2 項又は第 41 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による意見は、転用団地の面積が、〇ha 未満にあつては理事長、〇ha 以上、〇ha 未満にあつては理事会、〇ha 以上にあつては総代会で決する。

2 前項に定めるほか、この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外及び権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

### **3 会計細則例**

会計細則は土地改良区の諸規程の中でも、理事会、監事会、総（代）会の承認がなければ改正できないように定められている、重要性の高い規定です。この中には特に理事長と会計担当理事の役割について詳細に規定されています。ちなみに、会計細則例は不祥事件・事故防止の観点から平成 23 年度に改正されており、みなさんの土地改良区の細則がそれ以前のものであれば、改正する必要があります。

#### **(1) 会計上の理事長の役割**

会計上の理事長の役割としては、特に金融機関との処理において、職員（会計主任）をチェックすることが規定されています。

(支払方法)

第 25 条 金銭の支払方法は、原則として銀行振込又は小切手によるものとする。

ただし、役職員等に対する報酬、給与、諸手当等の支払その他これらにより  
がたい場合は、この限りではない。

2 銀行その他の金融機関への振込依頼書及び振出小切手の作成は、会計主任  
がこれを行い、小切手の署名及び捺印は、理事長がこれを行う。

(金融口座への振込)

第 33 条 土地改良区が有する金融機関の口座へ振込を行う場合には、次の事項  
を記載した書面を作成し、理事長の承認を得なければならない。

## (2) 会計上の会計担当理事の役割

現在の会計細則では、会計担当理事の承認等がなければ会計・経理が行えない  
ように規定されています。以下、その主なものを掲載します。

(会計帳簿等の管理)

第 3 条 現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品  
に関する帳簿を会計担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。

(立会い)

第 26 条 次の各号に掲げる支払をしようとするときは、会計担当理事又はその  
指名する者が立会いのうえ支払わなければならない。

(1) 1 件の支払金額〇円以上のもの

ただし、口座振替の方法により支払う場合は、この限りでない。

(残高の照合)

第 34 条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を金銭  
出納簿と照合しなければならない。

2 会計主任は、毎月末において、現預金残高と金銭出納簿の残高を照合し、  
その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。

(帳簿間の照合)

第 44 条 毎月末においては、会計主任は、収入簿の収入済額、支出簿の支出済  
額の月計について、金銭出納簿の入金月計、出金月計と照合し、会計担当理  
事の確認を受けなければならない。

(収支決算書等の提出)

第 46 条 会計担当理事は、毎会計年度、会計主任をして収支決算書及び財産目  
録を作成させ、出納の閉鎖後 3 ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。

(決算前の検算等)

第 47 条 会計担当理事は、当該会計年度の収支決算書及び財産目録を作成する  
前に、入金伝票及び出金伝票と金銭出納簿、収入簿及び支出簿の記載事項と  
の照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項

の検算をしなければならない。

(収支決算書の作成)

第 48 条 会計担当理事は、第 47 条による検算によって帳簿の記載が正確であることを確認した後、会計主任をして金銭出納簿、収入簿及び支出簿の各口座を締切らせ、収入簿及び支出簿の各款、項及び説明種目の累計を科目配列の順に列記して収支決算書を作成させるものとする。

(財産目録)

第 49 条 会計担当理事は、会計主任をして、財産目録に記載すべき資産及び負債の現況を、主要簿、補助簿及び関係書類によって作成させるものとする。

(責任者印)

第 55 条 前 2 条の規定により訂正又は取消を行った箇所には、会計担当理事及び会計主任が訂正印を押印しなければならない。

2 使用済となった主要簿又は補助簿には、表紙裏面に帳簿の使用期間中の責任の所在を明らかにするため、理事長、会計担当理事、会計主任及びその帳簿を監査した監事の氏名を記録し、押印しなければならない。

## 4 その他の規程

### (1) 監査細則

(監査簿及び監査報告)

第 10 条 監事は、別紙様式による監事監査簿を設け、監査のてん末及び監査の結果について記録するものとする。

2 監事は、監査を終了したときは、速やかにその結果を総（代）会及び理事会に文書により報告し、かつ、意見を述べなければならない。この場合、監事会の協議を経るものとする。

3 監事は、前項の規定による意見のうち、必要な措置を求めたものについては、理事にその措置経過の報告を求めるものとする。この場合において、必要と認める事項については、文書による報告を求めるものとする。

### (2) 土地改良区処務規程例

(理事の監督)

第 3 条 担当理事は、その担当する係の事務を処理し、かつ、監督する。

2 担当理事は、担当する事務を処理するにあたり、軽易な事項については理事長の、その他の事項については理事会の承認を得なければならない。

(理事長の専決)

第 5 条 定款第 20 条ただし書及び規約第 19 条第 2 項の定めにより、次に掲げる事項は理事長が専決することができる。ただし、異例に属するものはこの



限りでない。

- (1) 予算に定められた予定価格一件500万円未満の工事の入札、契約並びに施工に関する事。ただし、工事の入札は工事担当理事の立会のもとに行なうものとする。
  - (2) 予算に定められた予定価格一件500万円未満の工事用材料及び物品の購入に関する事。
  - (3) 予定価格一件50万円未満の施設及び物品の修繕に関する事。
  - (4) 予定価格一件50万円未満の物品の処分に関する事。
  - (5) 役職員に管外出張を命ずる事。
  - (6) 文書の受理、整理及び保管並びに財産の保全及び金銭の出納保管に関する事。
  - (7) 規約第28条において定められた職員の任免並びに事務分掌及び職種の決定、変更に関する事。
  - (8) 定められた限度額以内における借入金に関する事。
  - (9) 土地改良法、土地改良法施行令、土地改良法施行規則、AA県補助金交付規則及びAA県土地改良事業補助金交付要綱の規定に基づく申請・届出・通知・報告及び公告に関する事。
  - (10) 農地法施行規則第26条第6号、第48条第2項第3号に基づく農地転用に伴う証明書・意見書の交付及び維持管理計画書に基づく証明書・同意書を交付する事。
  - (11) 予算に定められた賦課金及び夫役現品の賦課徴収に関する事。
  - (12) 維持管理計画書に定められた施設の維持管理に関する事。
  - (13) その他軽易な事項。
- 2 前条に掲げる事項のほか、特に急施を要するときは、理事長の専決に委ねることができる。ただし、この場合には速やかに理事会に報告し、承認を求めなければならない。

(理事の代決)

第7条 理事長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位にしたがって理事が代決する。

- 2 前項の定めにかかわらず重要又は異例に属すると認められる事務については、代決することができない。ただし、あらかじめ指示を受けたもの、又は急を要するものはこの限りでない。